

仕様書

業務名	加納浄水場汚泥運搬業務委託
施設名	加納浄水場
履行場所	和歌山市松島408-1
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

本仕様書は、加納浄水場汚泥運搬業務委託について定めるものである。

なお、本仕様書中、「甲」、「乙」、「委託業務」というのは、本契約書明示の甲、乙、委託業務と同一とする。

第1条 委託業務は、浄水場の作業工程により発生した汚泥を加納浄水場から大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地（以下「和歌山基地」という。）まで搬送することを目的とする。

第2条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可書その他関係書類の写しを甲に提出すること。

第3条 汚泥の予定搬出量は、1,120 tとする。ただし、天候、汚泥の有効利用等により汚泥の予定搬出数量が増減することが考えられるため、搬出数量については、甲の指示に従うこと。

第4条 汚泥の性状は次のとおりとする。

- (1) 大阪湾広域臨海環境整備センターの受入れ基準を満たしている。
- (2) 通常の保管で、腐敗、揮発等の性状変化はない。
- (3) 他の廃棄物と混合等により生じる支障はない。

第5条 乙は、契約後直ちに現場責任者を選定し、各種の連絡調整及び書類の作成を担当するものとする。

第6条 委託業務は、水道施設運転中に実施するため、水道業務に支障とならないよう作業には十分注意しなければならない。特に台風等により汚泥が大量に発生した時及び汚泥が大量に発生するおそれがある時は、甲の指示に従い浄水場の運営に支障を及ぼさないよう対応しなければならない。また、事故発生又は発生のおそれがあるとき、乙は直ちに必要な処置を講じたうえ、事故の状況及び処置内容を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

なお、委託業務実施中における作業員の事故については、乙がその責任を負わなければならない。

第7条 乙は、本契約に係る委託業務に関する計画書を作成し、契約締結後速やかに提出し、甲の承認を得なければならない。また、承認された計画書を変更する場合も同様とする。

なお、計画書の内容は次の事項を記載したものである。

- (1) 搬送に使用する車両番号、形状及び大きさ
- (2) 車両運転手の住所及び氏名

第8条 乙は委託業務が完了したとき搬出量等を整理し、遅延なく業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

第9条 乙は和歌山基地廃棄物搬入要領、廃棄物搬入者構内通行要領等を厳守すること。

第10条 委託業務実施については、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月4日)、和歌山基地の指定する日及び悪天候の日は搬出しない。
- (2) 和歌山基地への受入時間は次のとおりとする。
平日 午前9時から午後4時30分まで
※日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区（和歌山）搬入車専用門の入場時間は、
午前8時30分から午後4時まで
- (3) 和歌山基地への搬入の際、日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区（和歌山）構内を通行するため、契約後すみやかに日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区（和歌山）と必要な手続きを行うこと。
- (4) 大阪湾広域臨海環境整備センターへ10t積級車両を3台以上車両登録すること。
- (5) 乙は、甲が指示した期間内に汚泥を搬出する。当日の搬出量は、甲と乙で協議して決める。ただし、和歌山基地より搬入量の調整、及び搬入停止の指示があった場合及び天候の悪化等に伴い甲が指示した場合、その指示に従うこと。
- (6) 車両への積み込みは、脱水処理施設のホッパーから車両へ直接積み込むため、過積載とならないよう慎重に機器を操作すること。立会いの担当者が過積載（ホッパー備え付けの計量器の数値）及び荷姿が危険と判断し指示した場合、脱水処理施設内に荷下ろしすること。
- (7) 車両からこぼれた汚泥及び脱水処理施設内に荷下ろした汚泥は、乙が積み直す等適切に対処することとし、備え付けのベルトコンベアー以外に機材が必要な場合は、乙の負担で用意することとする。
- (8) 乙は、甲から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。
- (9) 搬送車両一台の搬出積載量は、和歌山基地で計量測定した数量とする。なお、すみやかに甲へ搬出量を報告すること。
- (10) 搬送車両一台毎に甲が立会い、確認を得た後に搬送すること。

第11条 汚泥の搬送に当たっては、場内、搬送経路及び日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区（和歌山）構内において、第三者に迷惑をかけないよう十分配慮するとともに、飛散等

を防止するため、覆いを完全に施す等細心の注意を払って運行すること。

また、 トラックのタイヤ洗浄及び道路清掃には、必要に応じて人員及び機材を配置すること。

第12条 乙は、契約後第3条で指示する数量に見合う産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入の上、甲に納めること。

第13条 搬出、搬入場所の所在地は次のとおりとする。

搬出場所

和歌山市松島408-1

加納浄水場

搬入場所

和歌山市湊2675-26 日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区（和歌山）構内

大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地

第14条 契約期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合は、加納浄水場担当者と連絡をとり、対応を協議して適正な処理を行うこと。（電話 073-472-3346）

第15条 田井ノ瀬西交差点から六十谷橋南詰交差点までの紀ノ川左岸堤防道路で、最大積載量5トン以上、車両総重量8トン以上の大型車両が終日通行禁止であり、本委託業務登録車両（全数）の通行禁止道路通行許可を和歌山東警察署に申請し、標章の写しをすみやかに甲に提出すること。

なお、標章（通行許可証）を使用するにあたっての注意事項は次のとおりである。

- (1) 委託業務中は車両前面ガラスの内側（ダッシュボードの上）に掲示すること。
- (2) 現場警察官の指示があった場合、これに従うこと。
- (3) 他の車両に使用しないこと。
- (4) 委託期間が満了した時または使用する必要がなくなった時には、すみやかに標章を返納すること。

第16条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

以上

特記事項

- 和歌山県または和歌山市産業廃棄物収集運搬業許可証を有すること。
- 汚泥（脱水ケーキ）の積込について

貯留ホッパーからトラックへの直接積込となるため、脱水ケーキの出来具合、貯留ホッパーからの落ち具合等により、積込汚泥に空隙が多くなったり、前後に偏ったりする場合がありますので、積込に補助が必要になる場合があります。また、積載量は空隙等を考慮して 0.7 t / m³程度と想定しています。
- 関係書類の提出について

落札決定後速やかに以下の書類を提出してください。

 - ・産業廃棄物収集運搬業許可証（写）
 - ・使用施設（車両等）一覧表（写）
 - ・搬送に使用する車両（10t級）の車検証（写） 3台以上（全高3.6M以下）
 - ・空車重量計量票（写）登録台数分
(1年以内にフェニックス和歌山基地で事前計量したもの)
 - ・車両の使用権原に関する証明書（写）
(使用する車両の所有者が落札者と異なる場合のみ)
 - ・搬出に従事する従業員名簿及びその雇用を確認出来る書類またはその写し
- 加納浄水場の注意事項

・加納浄水場内では多数の関係者、車両等が出入りしています。委託業務は、局担当者と十分に打ち合わせの上、互いに協力して実施してください。

和歌山基地廃棄物搬入要領

令和3年4月改定
大阪湾広域臨海環境整備センター

1 受入場所

大阪湾広域臨海環境整備センター 和歌山事業所

2 所在地

和歌山県和歌山市湊2675-26 日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区(和歌山)構内

3 電話番号及びFAX番号

TEL 073-455-8103
FAX 073-455-8104

4 営業日及び受入時間

営業日	<input type="radio"/> 月曜日～金曜日 ※土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日） 及びセンターの指定する日は、搬入できません。
受入時間	<input type="radio"/> 午前9時00分～午後4時30分

5 受入対象者

受入対象者は、次の区域内で廃棄物等（管理型産業廃棄物、安定型産業廃棄物、管理を要する陸上残土）を自ら排出する事業者とします。ただし、陸上残土Aは泉大津基地で受け入れしています。

府県名	市町村名
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、 岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、 日高川町

6 廃棄物の搬入

廃棄物の搬入に当たっては、「受入の手引」に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 搬入車両
 - ・搬入に際して、センターが指定したステッカー（小）を車体の★前面に、ステッカー（大）を★進行方向左側面に常時付けること。
 - ・ダンピングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
 - ・ダンプアップ時の地上最高高さは、6.8m未満とすること。
 - ・搬入車両の大きさは、計量ブースに設置されたトラックスケール（縦8.0m、横3.0m）で計量可能なものであること。
 - ・投入ステージから廃棄物の直接投入が可能である搬入車両であること。
 - ・搬入車両の車高が3.8m未満であること。
(紀の川河口大橋の高架下高さ制限3.8m)
 - ・搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
 - ・排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
 - ・産業廃棄物の運搬委託を受け搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。
- ② 積み込み
 - ・積載制限量を守ること。
 - ・契約した廃棄物であること。
 - ・廃棄物の混載をしないこと。
 - ・がれき類等の廃棄物は、最大径概ね30センチ（廃プラスチック類は15センチ）以下であること。
 - ・積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆蓋すること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
 - ・飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
 - ・廃棄物の温度が高い場合は、十分に養生し、温度を下げるここと。
- ③ 運行
 - ・「指定した運搬経路」を通過すること。
 - ・廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
 - ・沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。
 - ・センターへの搬入に際し、日本製鉄株関西製鉄所和歌山地区の構内を通行することになるので、別途、日本製鉄株関西製鉄所和歌山地区が定める諸手続を行うこと。
 - ・フェニックス門（仮称）は、午前8時30分（開門）から午後4時（閉門）の間に通行すること。
 - ・紀の川河口大橋高架下を通行する際は、必ず、徐行運行すること。
- ④ 受付
 - ・職員の誘導、指示に従うこと。
 - ・受付ゲートの前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。また、コボレーン車にあっては、ゲート前で覆蓋部が完全に開き終わったことを確認してから進行すること。
 - ・「搬入車証」を提示すること。
 - ・産業廃棄物の搬入には、マニフェストを持参すること。マニフェストを持参されない場合は搬入できません。
- ⑤ 検査・投入
 - ・目視検査及び必要に応じて展開・分析検査を受けること。
 - ・職員の指示に従い、「車止め（高さ30センチ）」に注意し、搬入車自ら投入すること。
- ⑥ その他
 - ・基地の受入体制の都合により、受入れを制限する場合があります。
 - ・計器類及びコンピューターの誤作動防止のため、構内で無線を使用しないこと。基地への入場の際は、電源を切っておくこと。

*以上のこととが守れないときは、搬入廃棄物を持ち帰っていただくななど、搬入を認めません。

*また、埋立処分委託契約を解除することができます。

7 指定した運搬経路
廃棄物の運搬経路は、次のとおりとします。

経路番号	経路	対象区域
①	和歌山市街→紀の川大橋→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門（仮称）→ 基地	
②	都市計画道路北島湊線→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門（仮称）→ 基地	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、 御坊市、紀の川市、岩出市、紀美野町、 かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、美浜町、日高町、 由良町、印南町、日高川町
③	県道752号→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門（仮称）→ 基地	

注意事項

- 排出場所からは、速やかに指定ルートに入ること。
- 県道148号及び紀の川河口大橋から臨港道路紀の川右岸線に乗り入れることはできません。
同様に臨港道路紀の川右岸線から県道148号及び紀の川河口大橋に乗り入れることはできません。
- 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区構内の通行については、同社の定めに従うこと。
- 台風等により基地所在地に気象警報が発表されたときは、廃棄物の搬入を停止することがあります。
気象警報：暴風警報、波浪警報、高潮警報
なお、次の場合は、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。
 - ・暴風警報又は高潮警報が発表されたとき。
 - ・津波警報が発表されたとき。
 また、搬入の再開に当たり基地設備の被害の発生、基地の冠水など受入に支障が生じる場合は、搬入を停止することがありますので、事前にお問い合わせください。
- 天候等により港湾管理者が臨港道路紀の川右岸線の通行を止めた場合は、廃棄物の搬入を停止することがあります。
- 防波堤を超える波により基地周辺道路の通行が危険な場合は、搬入を停止することがあります。

8 指定したステッカー
基地に廃棄物等を運搬するときは、次のステッカーを搬入車両に付けてください。

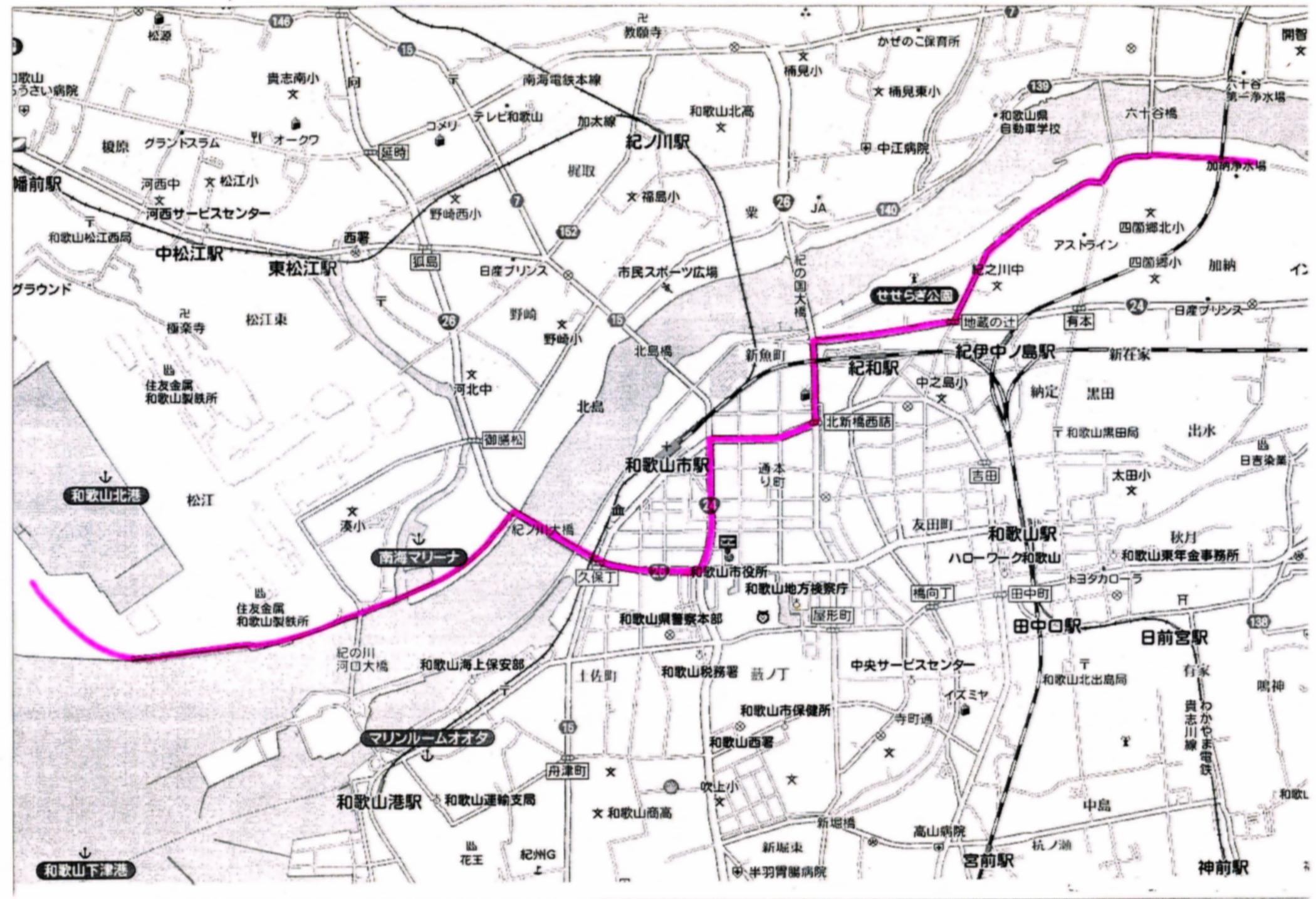


和歌山基地搬入ルート図

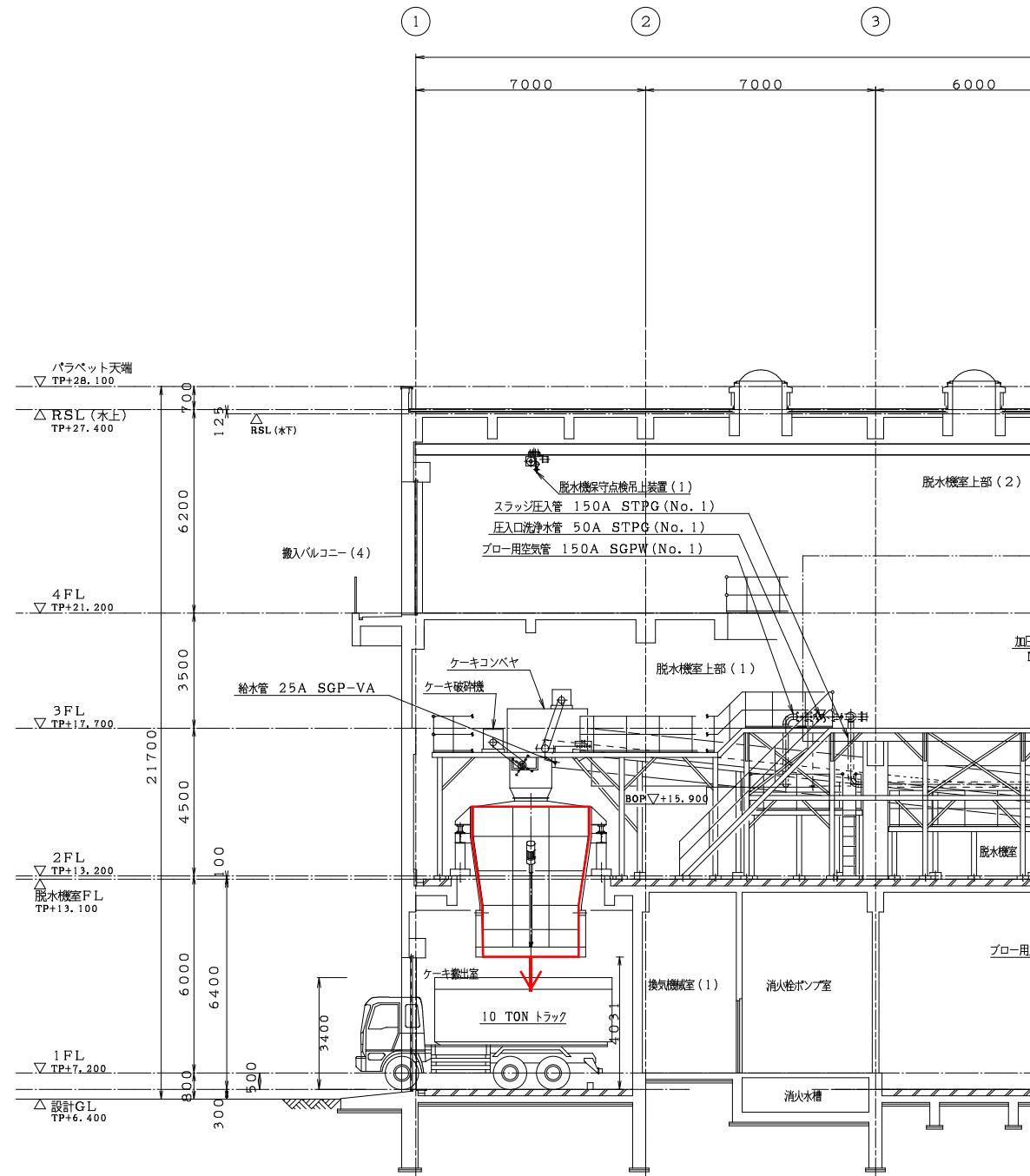


■ 指定搬入道路

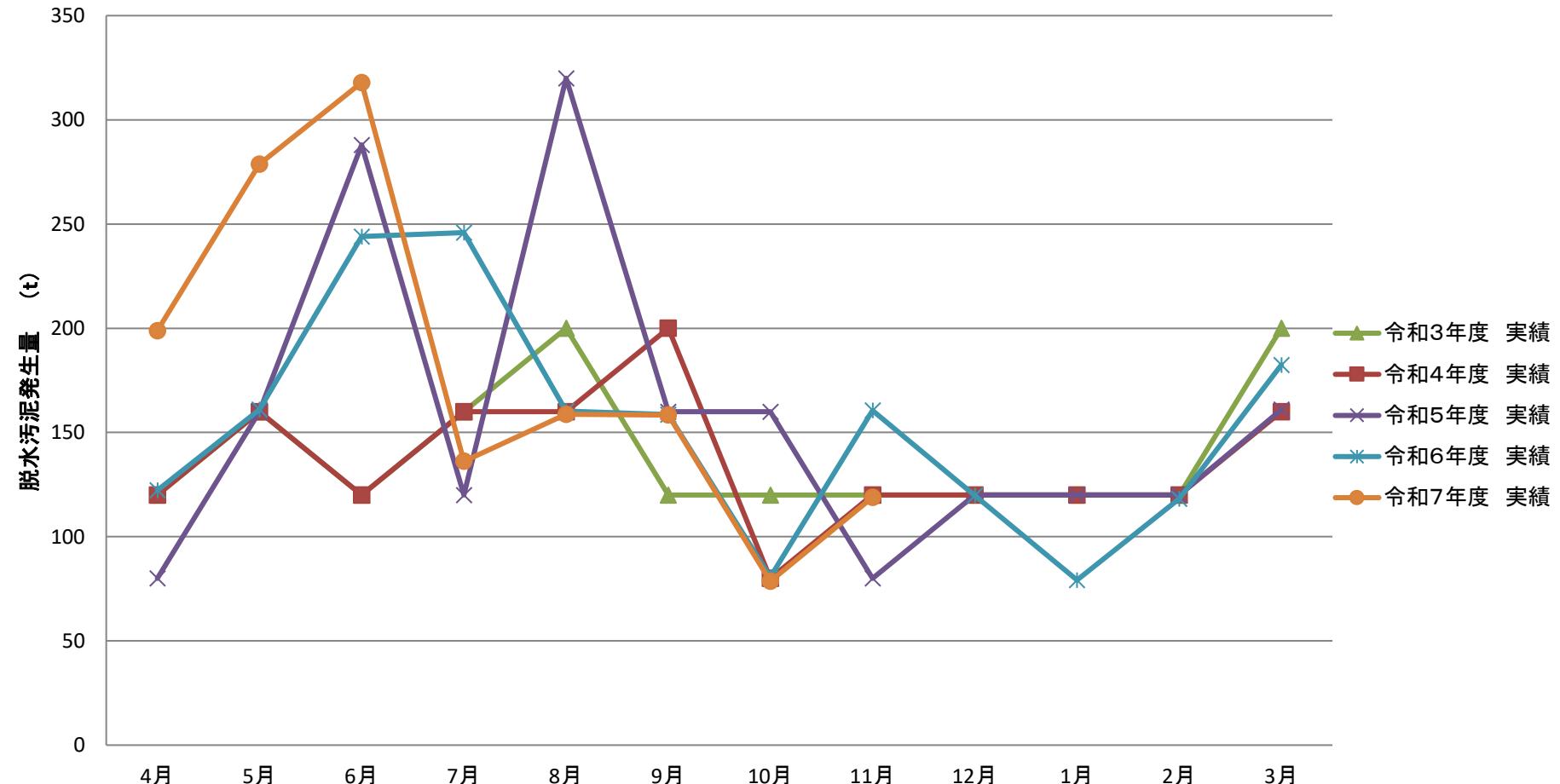
通行禁止路線



積込状況イメージ



令和3・4・5・6・7年度実績



梅雨、台風等の降雨による紀の川の濁り具合で汚泥の発生量が大きく変化します。
通常の汚泥発生量に加えて、沈でん池等の清掃に伴う汚泥が100～200t程度発生する見込みです。

業務委託契約書(案)

和歌山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
(委託業務)

第1条 甲は、加納浄水場汚泥運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 委託名称は「加納浄水場汚泥運搬業務委託」とする。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託業務の履行方法)

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

(委託金)

第4条 委託金の額は、0.1トン当たり 円(消費税及び地方消費税相当額 円を含む。)とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程(平成17年水道局規程第10号)第5条第3号の規定により不納付とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理について必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行について発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行できないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲は損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅延に係る損害金等)

第12条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められたとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除通知)

第16条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第19条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。
- 2 第9条第2項及び第15条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第20条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(責任者の選任)

第22条 乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる責任者（有資格者を含む。）を選任し、甲に届けなければならない。

(秘密の保持等)

第23条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市公営企業管理者 濑崎典男

乙 住所
氏名

質問・回答について

1 委託名稱 加納浄水場汚泥運搬業務委託

2 委託番号 1

3 担当課 上・工業用水道管理課(加納浄水場)

4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月13日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。